

糸島市産前・産後ヘルパー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、妊娠中及び出産後、日中、家族等から家事や育児の援助を受けられない家庭や養育支援を必要とする家庭に対しヘルパーを派遣し、家事及び育児支援をおこなうことで、育児不安や負担の軽減を図り、もって虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的として実施する、糸島市産前・産後ヘルパー派遣事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 市長は、次に掲げる要件を満たす者（以下「委託事業者」という。）に委託して本事業を実施することができるものとする。

- (1) 糸島市内又は糸島市に隣接する市町村に事業所がある団体等であること。
- (2) 同種又は類似の事業の実績が1年以上あること。
- (3) 事業を継続的に運営でき、サービス提供が糸島市全域又は一部に対応できること。
- (4) 家事援助と育児援助の両方のサービスを提供することができること。

(利用対象者)

第3条 本事業の利用対象者は、糸島市内に住民登録を有し、かつ妊娠中の者（妊娠届出を行った者に限る）又は生後おおむね1年未満の乳児（以下、「対象児」という。）を養育する者であって、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日中、家族等から家事や育児の支援が受けられない者
- (2) 育児不安や育児負担感等があり、支援が必要な者
- (3) その他、本事業の目的を達成するため、市長が特に必要と認めた者

2 前項の規定に関わらず、以下の各号に該当する場合は派遣の対象としない。

- (1) 伝染病等感染症のおそれがある者が家庭にいる場合
- (2) 偽り、その他不正な手段により派遣を受けようとする場合
- (3) その他、産前・産後ヘルパーを派遣することは適当でないと市長が認めた場合

(サービスの内容)

第4条 派遣された産前・産後ヘルパーが行う援助（以下「サービス」という。）の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 家事に関すること
 - ア 食事の準備及び後片付け
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 居室等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ その他必要な家事援助
- (2) 育児に関すること

- ア 授乳の準備補助、介助
- イ 沐浴の準備及び後片付け
- ウ 乳児及びきょうだい児の見守り
- エ 地域等の子育て情報の提供
- オ 関係機関との連絡
- カ その他必要な育児援助

(サービスを行う時間数及び回数)

第5条 サービスを行う時間数及び回数は、次のとおりとする。

- (1) 時間数は、1回のサービスにつき2時間以内(1時間単位)とし、1日2回までとする。
- (2) 利用時間の上限は、妊婦の場合1世帯当たり20時間以内、産後おおむね1年未満の場合1世帯当たり60時間以内とする。ただし、多胎児の場合1世帯当たり20時間を加算する。

(サービスを行う日、時間帯及び場所)

第6条 サービスを行う日、時間帯及び場所は、次のとおりとする。

- (1) サービスを行う日は、原則として年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く日とする。
- (2) サービスを行う時間帯は、8時から18時までとする。
- (3) 産前・産後ヘルパーが派遣できる場所は、対象者の自宅とし、留守宅あるいは対象児や子どものみの家庭に訪問する場合は対象としない。

(事前登録)

第7条 利用希望者は、原則、利用希望日の30日前までに次に掲げるものを利用希望する委託事業者を介して市長に提出するものとする。

- (1) 糸島市産前・産後ヘルパー派遣事業利用登録申請書(様式第1号)
- (2) 利用希望者の属する世帯が生活保護である場合は、保護受給証明書の写し
- (3) 利用希望者の属する世帯の市民税非課税世帯である場合は、市民税非課税状況を証明する書類(4月から6月までの間に申請しようとする場合にあっては、前年度の市民税非課税状況を証する書類)

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号及び第3号に規定する証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略することができる。

3 市長は、前項による申請があった場合は、速やかに審査の上、その諾否を決定し、糸島市産前・産後ヘルパー派遣事業登録台帳(様式第8号)に登録を行ったうえで、糸島市産前・産後ヘルパー派遣事業利用登録承認通知書(様式第2号。以下「承認通知書」という。)又は糸島市産前・産後ヘルパー派遣事業利用登録不承認通知書(様式第2号の2)により、利用希望者及び委託事業者に通知するものとする。

4 事前登録に要する登録事務手数料は、1件あたり2,000円(消費税及び地方消費税を

含む)とする。

(登録内容の変更)

第8条 利用希望者は、前条1項1号の申請書の記載事項のうち、住所、派遣希望事業者又は別表第1の世帯区分に変更が生じたときは、原則、利用希望日の14日前までに次に掲げるものを委託事業者(委託事業者を変更する場合は、変更先の委託事業者)を介して市長に提出するものとする。

- (1) 糸島市産前・産後ヘルパー派遣事業利用登録変更申請書(様式第3号)
- (2) 利用希望者の属する世帯が生活保護世帯となった場合、保護受給証明書の写し
- (3) 利用希望者の属する世帯の市民税非課税世帯である場合は、市民税非課税状況を証明する書類(4月から6月までの間に申請しようとする場合にあっては、前年度の市民税非課税状況を証する書類)

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号及び第3号に規定する証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略することができる。

3 市長は、前項の届出があったときは、変更事項を確認し、糸島市産前・産後ヘルパー派遣事業利用登録変更承認通知書(様式第4号。以下「変更承認通知書」という。)により、利用希望者及び委託事業者に通知するものとする。

(利用申込)

第9条 利用希望者は、利用開始までに糸島市産前・産後ヘルパー派遣事業利用申込書(様式第5号)により直接委託事業者に申し込むものとする。その他、利用に関する必要な手続き(中止及び変更を含む)については、委託事業者が定めるものとする。

2 利用希望者は申し込みの際に、承認通知書又は変更承認通知書を委託事業者に提示するとともに、利用期間の確認のため、妊娠中の利用の場合は母子健康手帳、産後の利用の場合は糸島市子ども医療証など対象児の出生日が記載されたものを提示しなければならない。

(利用料の額)

第10条 本事業に要するサービス1時間あたりの利用料は、3,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

(利用者負担額等)

第11条 サービスを利用した者は、次に掲げる額を委託事業者に直接支払うものとする。

- (1) 別表第1に定める額
- (2) 前号に定めるもののほか、産前・産後ヘルパーの派遣に要する交通費及び産前・産後ヘルパーが生活必需品の買い物、その他サービスを行う際に必要となる交通費等の実費相当額

2 委託事業者は、利用者負担額、交通費等の実費相当額及び次条に定めるキャンセル料について、第7条第1項に定める事前登録又は第8条第1項に定める利用登録変更申請の際に利用希望者に説明するものとする。

(キャンセル料)

第 12 条 利用希望者の都合により産前・産後ヘルパーの派遣が中止された場合のキャンセル料については、別表第 2 に定める額を上限に委託事業者が定め、利用希望者から徴収することができる。

(実施報告及び委託料)

第 13 条 委託事業者は、本事業を実施した月の翌月 20 日までに、その月分の糸島市産前・産後ヘルパー派遣事業実施報告書(様式第 6 号)及び糸島市産前・産後ヘルパー派遣確認書(様式第 7 号)の写しを市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の実施報告に基づき、委託事業者に第 7 条第 3 項に定める登録事務手数料及び第 10 条に定める利用料から別表第 1 に定める額を控除した額を支払うものとする。

(帳票類の整備及び保管)

第 14 条 委託事業者は、事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備しなければならない。

2 前項の帳票類は、実施年度の翌年度から起算して 5 年間保存するものとする。保存に際しては、所定の保険場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意しなければならない。また、保存年度の過ぎた帳票類を破棄する場合は、裁断または溶解処理を確実に実施するものとする。

(事故及び損害の責任)

第 15 条 委託事業者は、業務により生じた事故及びその損害については、委託事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

2 委託事業者は、前項の事故が発生した場合は、速やかに書面により市長へ報告しなければならない。

(個人情報及び情報資産の保護)

第 16 条 委託事業者は、事業を実施するにあたって、個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、その他の関係法令を遵守するとともに個人情報の保護に必要な対策を講じるものとする。また、事業が終了した後も同様とする。

(報告及び調査)

第 17 条 市長は、委託事業者による事業の実施状況について、必要に応じて報告を求め、又は職員をして記録その他の必要書類の調査をさせることができる。

(補足)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

世帯区分	利用者負担額（1 時間あたり）
生活保護世帯または市民税非課税世帯	0 円
その他の世帯	5 0 0 円

備考

この表の生活保護世帯とは、この事業を利用する日における生活保護法（昭和 25 年法第 144 号）の規定による被保護世帯とする。

別表第 2

利用希望者の都合により産前・産後ヘルパーの派遣が中止された場合の利用者負担額	
訪問日の前営業日 17 時までに受託者に連絡があった場合	0 円
上記以降に受託者に連絡があった場合	2, 0 0 0 円
当日訪問出発前までに受託者に連絡がなく、訪問してしまった場合	2, 0 0 0 円 + 交通費等の実費相当額